

武豊町自転車乗車用ヘルメット着用促進事業費補助制度Q & A

No.	質問	回答
1	申請書類はどこでもらえるか	防災交通課窓口もしくは町ホームページからダウンロードできます。
2	郵送は可能か	郵送での提出も可能です。提出書類に不備等がないように注意してください。不備等がある場合は不足書類を追加で郵送や、防災交通課窓口にお越しいただく場合があります。
3	申請者について	補助対象者が高齢者の場合は、本人が申請を行ってください。補助対象者が児童生徒等の場合は、保護者の方が申請を行ってください。
4	同じ補助対象者が2回補助を受けることは可能か	1人につき1回限りの交付となります。
5	申請書は代理の人に提出してもらってもよいか	代理の方でも可能です。ただし、書類の申請者は補助対象者に限ります。
6	現在は町外に住んでおり、近々武豊町に引っ越す予定だが、補助対象ヘルメットを購入すると補助対象になるか	申請日の時点で武豊町の住民基本台帳登録があれば対象となります。ただし、過去に他の自治体で愛知県との協調による同補助金の適用を受けていないこと。
7	「交付申請書兼誓約書兼実績報告書」は代筆してもいいか。またパソコンで入力してもいいか	申請者の申請意思を確認するため、また、誓約及び同意事項を確認するため、様式内の署名は、必ず申請者本人が記入等してください。その他の部分は、代筆やパソコン入力でも構いません。
8	補助金の受取方法はどうか。現金での受取りは可能か	申請者本人名義の口座振込となります。現金での受取りはできません。
9	「領収書」として発行されたものだが、宛名がない場合、申請者が記入することで可としてよいか	宛名欄については、自署を可とします。インターネット購入の場合、宛名欄は空欄で印刷される場合があるため、自署で記載を可とします。
10	安全認証とは	「自転車乗車用ヘルメット」として走行時の転倒を想定した安全性を確かめる「衝撃吸収性試験」等の基準を満たしたものです。

11	インターネット販売等で購入金額全額がポイント使用による場合は補助の対象とするか	<p>「領収書」に記載されたヘルメットの購入単価の金額（円）を対象とします。</p> <p>インターネット販売でポイントを使用した場合、ポイント差し引き後の領収金額が補助対象となります。（例：5,000円のヘルメットを購入し、500ポイント値引き→領収金額は4,500円＝補助対象）</p> <p>仮に全額ポイントを使用した場合は、領収金額は0円となるため、補助対象となりません。（例：5,000円のヘルメットを購入し、5,000ポイント値引き→領収金額は0円）</p>
12	商品券等による購入は、現金購入と同様の扱いで補助対象となるか	商品券等による購入は、現金購入と同様の扱いとします。
13	代金の支払い手続きが完了したことを証する書類とはどのような書類か	<p>以下の内容が記載された領収書等</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 申請者又はヘルメット着用者の氏名 ・ 領収日 ・ 領収金額（ヘルメット購入単価がわかるもの） ・ 購入相手方 ・ 購入品名（「ヘルメット代」等、ヘルメットを購入したことがわかるもの） <p>（領収書や購入明細書等、数種類の書類の提出により証することも可能です）</p>